

# 国土形成計画法の概要

国土形成計画 = 国土の利用、整備、保全を推進するための総合的かつ基本的な計画

(基本理念)

特性に応じて自立的に発展する地域社会  
国際競争力の強化及び科学技術の振興等による活力ある経済社会  
安全が確保された国民生活  
地球環境の保全にも寄与する豊かな環境  
の基盤となる国土を実現

計画事項

土地、水その他の国土資源の利用及び保全  
海域の利用及び保全(排他的経済水域及び大陸棚に関する事項を含む。)  
震災、水害、風害その他の災害の防除及び軽減  
都市及び農山漁村の規模及び配置の調整並びに整備  
産業の適正な立地  
交通施設、情報通信施設、科学技術に係る研究施設その他の重要な公共的施設の利用、整備及び保全  
文化、厚生及び観光に関する資源の保護並びに施設の利用及び整備  
国土における良好な環境の創出その他の環境の保全及び良好な景観の形成

全国計画

(閣議決定)

総合的な国土の形成に関する施策の指針

基本的な方針  
目標  
全国的な見地から必要とされる基本的な施策

広域地方計画

(国土交通大臣決定)

ブロック単位の地方ごとに、国と都府県等が適切な役割分担の下、相互に連携・協力して策定

方針  
目標  
広域の見地から必要とされる主要な施策  
圏域は政令で定める

パブリック  
コメント

国土審議会の  
調査審議

計画提案制度

都道府県・指定都市  
が国土交通大臣に  
提案

政策評価

パブリック  
コメント

広域地方計画協議会

国の関係行政機関、  
関係都府県、関係指定  
都市その他密接な関係を  
有する者(地元経済界等)  
により構成

計画提案制度

市町村が都府県を  
経由して国土交通大臣  
に提案

# 国土形成計画法（昭和 25 年法律第 205 号）の概要

## 1 目的

本法は、国土の自然的条件を考慮して、経済、社会、文化等に関する施策の総合的見地から国土の利用、整備及び保全を推進するため、国土形成計画の策定その他の措置を講ずることにより、国土利用計画法による措置と相まって、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に寄与することを目的とする。

## 2 国土形成計画

「国土形成計画」とは、国土の利用、整備及び保全（以下「国土の形成」という。）を推進するための総合的かつ基本的な計画で、次に掲げる事項に関するものをいう。

土地、水その他の国土資源の利用及び保全

海域の利用及び保全（排他的経済水域及び大陸棚に関する事項を含む。）

震災、水害、風害その他の災害の防除及び軽減

都市及び農山漁村の規模及び配置の調整並びに整備

産業の適正な立地

交通施設、情報通信施設、科学技術に係る研究施設その他の重要な公共的施設の利用、整備及び保全

文化、厚生及び観光に関する資源の保護並びに施設の利用及び整備

国土における良好な環境の創出その他の環境の保全及び良好な景観の形成

## 3 国土形成計画の基本理念

- ・ 人口及び産業の動向その他の社会経済構造の変化に的確に対応し、
- ・ 特性に応じて自立的に発展する地域社会、国際競争力の強化及び科学技術の振興等による活力ある経済社会、安全が確保された国民生活、地球環境の保全にも寄与する豊かな環境、の基盤となる国土を実現するよう、
- ・ 我が国の国土に関する諸条件を維持向上させる国土の形成に関する施策を、国内外の連携の確保に配慮しつつ、適切に定めること。
- ・ 地方公共団体の主体的な取組を尊重しつつ、全国的な規模で又は全国的な視点に立って行わなければならない施策の実施その他の国が本来果たすべき役割を踏まえ、国の責務が全うされること。

## 4 全国計画

### （1）計画内容

- ・ 総合的な国土の形成に関する施策の指針となるべきものとして、 基本的な方針、 目標、 全国的な見地から必要とされる基本的な施策について定める。
- ・ 環境の保全に関する国の基本的な計画との調和が保たれたものとする。

## ( 2 ) 作成手続

- ・ 国土交通大臣は、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、関係行政機関の長に協議し、都道府県・政令指定都市の意見を聴き、国土審議会の調査審議を経て、計画の案を作成し、閣議の決定を求める。
- ・ 国土利用計画全国計画と一体のものとして作成することとする。

## 5 全国計画に係る政策の評価

- ・ 全国計画作成後一定期間経過したときには、政策評価法に基づく政策評価( 政策レビュー ) を行うこととする。

## 6 全国計画に係る提案等

- ・ 都道府県・指定都市は、全国計画又はその変更の案の作成について、素案を添えて、国土交通大臣に対し提案することができる。
- ・ 国土交通大臣は、提案を踏まえた案の作成をしないときは、国土審議会の意見を聴いた上で、その旨及び理由を当該都道府県・指定都市に通知する。

## 7 広域地方計画区域

- ・ 首都圏、近畿圏、中部圏その他の二以上の都府県の区域であって、一体として総合的な国土の形成を推進する必要があるものとして政令で定める区域( 広域地方計画区域 ) について、広域地方計画を定める。

## 8 広域地方計画

### ( 1 ) 計画内容

- ・ 広域地方計画区域における国土の形成に関する 方針、 目標、 広域の見地から必要とされる主要な施策( 特に必要があると認められる区域外にわたるものを含む ) を定める。

### ( 2 ) 作成手続

- ・ 国土交通大臣は、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、広域地方計画協議会における協議を経て、関係行政機関の長に協議して計画を作成する。

## 9 広域地方計画協議会

- ・ 広域地方計画及びその実施に関し協議するため、広域地方計画区域ごとに国の地方支分部局、関係都府県、関係指定都市からなる協議会を設ける。

- ・ 協議会は、区域内の市町村、区域に隣接する地方公共団体その他密接な関係を有する者を協議会に加えることができる。

#### 1 0 広域地方計画に係る提案等

- ・ 市町村は、広域地方計画の策定又は変更について、素案を添えて、都府県を經由して国土交通大臣に対して提案することができる。
- ・ 国土交通大臣は、提案を踏まえた変更をしないときは、協議会の意見を聴いた上で、その旨及び理由を当該市町村に通知する。

#### 1 1 調査の調整

- ・ 国土交通大臣は、関係行政機関の長が国土形成計画に関して行う調査について必要な調整を行い、調査の結果について報告を求めることができる。